

## 「福岡県DMO新規事業創出支援事業」業務 受託事業者選定要領

### 1 趣旨

この要領は「福岡県DMO新規事業創出支援事業」業務に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「福岡県DMO新規事業創出支援事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### 3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は下表のとおりとする。

評価対象項目	配点
<b>1 業務実施体制・スケジュール</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行のために必要な実施体制がとれているか。</li> <li>・業務実施スケジュールを適切かつ具体的に設定しているか。</li> <li>・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。</li> </ul>	15点
<b>2 実施内容（DMOの新規事業創出支援）</b> <p><b>①コーディネーター及び専門分野アドバイザーの選定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起用を想定するコーディネーターは、事業化に必要となる、DMOに関する知見及び実績を有しているか。</li> <li>・起用を想定する専門分野アドバイザーは、事業化に必要となる、観光地域づくりや新規事業立ち上げに関する知識及び実績を有しているか。</li> </ul> <p><b>②協業する事業者の提案、事業化支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外や観光分野以外の異業種を含めた事業者とのネットワークを広く有しているか。</li> <li>・任意の5団体について各地域の課題を的確に分析しているとともに、事業化の内容や協業する候補事業者について、現実的かつ創造性のある提案を行っているか。</li> </ul> <p><b>③情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な各種広報媒体について想定される事業別に検討しているとともに、プロモーションの手法は工夫がある提案であるか。</li> </ul> <p><b>④県内DMOの体制強化及び事業化の横展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー及び報告会は、県内DMO等の参考となるような効果的な内容か。</li> </ul>	20点
<b>3 独自提案事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。</li> </ul>	5点
<b>4 業務実績</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に類似の業務実績があり、経験豊富であるか。</li> <li>・地域が抱える課題を適切に把握し、実現可能性の高い新規事業を提案できるノウハウを有しているか。</li> </ul>	10点
<b>5 見積価格の効率性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の内訳が効率的な見積もりとなっているか。</li> </ul>	5点
<b>合計</b>	<b>100点</b>

#### 4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「3 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 「3 評価対象項目および配点」に基づき、各委員の採点を傾斜配点方式によりする。
- (3) 評価を以下の項目により各5段階で点数化した上で、事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点
極めて優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
普通である	3	6	9	12
不十分	2	4	6	8
極めて不十分	1	2	3	4

#### 5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が180点以上(※1)であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。  
※1 委員3名×(100点満点×0.6)=180点
- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、委員得点の合計が180点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。